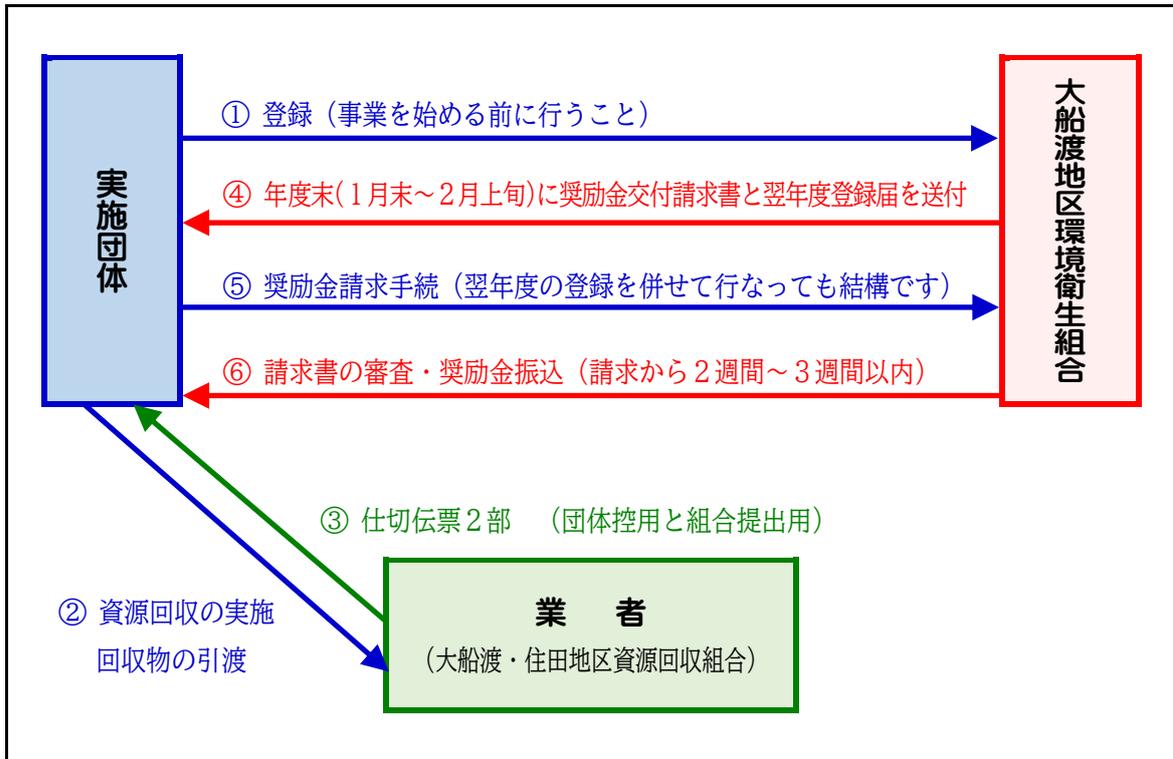


集団資源回収事業奨励金交付の流れ



- 1 事業の実施期間は、4月1日から翌年の3月31日までです。
- 2 実施団体は、事業を実施する前に大船渡地区環境衛生組合（以下、「組合」という）に団体の登録が必要です。（登録は毎年度です。）
- 3 各団体で集団資源回収を行ない、業者に回収物を引き渡します。
- 4 回収物を引き渡す業者は、「大船渡・住田地区資源回収組合」に登録してある業者に限ります。
- 5 業者から仕切伝票（2部）が渡されます。1部（「組合提出用」となっている伝票）は奨励金を請求する際に使います。
- 6 組合では、1月末から2月上旬にかけて登録団体あてに奨励金請求手続と、翌年度の登録手続に関する書類を送付します。（登録していない団体には送付されません。）
- 7 実施団体は、組合に対し、請求手続き及び翌年度登録手続きを行ないます。

問合せ先

大船渡地区環境衛生組合 総務係
大船渡市猪川町字藤沢口 54-1
電話番号 26-4739